

令和5年9月12日

共 産 党

豪雨災害対策支援を求める意見書（案）

近年、日本各地で記録的豪雨災害が発生し、国管理を含めた河川堤防の崩落・決壊や都市部の内水氾濫、土砂災害が相次ぎ、土石流による被害も多数確認されている。被災者は、猛暑日が続くなか、後片付けなどに追われ、経済面・精神面含め生活再建には様々な困難が生じている。

国内では毎年、大規模な災害が繰り返されており、一層の対策が求められている。

よって板橋区議会は、政府に対し、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害（本激）の指定を早期に行えるようにすること。
- 2 床上浸水の場合は、速やかに被災者生活再建支援法の適用を行い、適用要件の緩和や支援金の引き上げを検討すること。
- 3 被災家屋の被害認定にあたっては、断熱材の膨張など住まいとしての機能の被害程度を反映させるとともに、連続して被害を受けたことによる被害の拡大なども考慮すること。また、被害認定に係る職員や民間の派遣を図ること。
- 4 敷地内に流れ込んだ土砂や流木、泥をかぶった家財道具などの処理、床下の確認など、環境省と国交省、内閣府との連携もとりながら、人的財政的支援を早急に行うこと。
- 5 中小企業支援は、数度の災害に遭っている被災事業者もいることから、かつてのグループ補助金やなりわい再建支援金などの支援策を拡大するとともに、零細な個人事業所や商店への支援策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

宛